

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第25459号 損害賠償請求反訴事件

原告(反诉被告) 阿部 宣 男

被告(反訴原告) 松崎 参

## 準備書面(12)

2016(平成28)年6月8日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

本诉被告(反訴原告) 訴訟代理人

弁護士 阿部 哲



弁護士 湯山 花苗



弁護士 平松 真二郎



第1 平成28年5月24日付け請求の変更の申立に対する答弁

原告の請求を棄却する

訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 請求原因の変更に対する認否

- 1 被告が、平成28年4月10日の Facebook において原告指摘の書き込みをしたことは認める。
- 2 被告が、2016年5月18日、「kokyuhatuden」名のツイッターに、原告指摘の書き込みをしたことは認める。
- 3 その余の事実は不知。
- 4 上記書き込みはいずれも、ホテル館に関わる問題、特に、ホテルの累代飼育が

なかったにもかかわらず累代飼育がされてきたことを疑うことなく多額の予算が費消されてきたこと、さらにナノ銀に放射線低減効果が認められないにもかかわらず、放射線低減効果をうたうナノ純銀溶液などがネット上で販売されていることを問題視してなされているものであって、公共の利害に関わる事実であり、被告の書き込みが名誉棄損に当たるとの評価は争う。

以上